

後発医薬品（ジェネリック医薬品）の使用促進について

厚生労働省の後発医薬品促進の方針に従って、当院でも後発医薬品の使用に積極的に取り組んでいます。

後発医薬品の採用に当たっては、品質確保・十分安全な情報提供・安定供給等、当院の定める条件を満たし、有効かつ安全な製品を採用しております。

医薬品供給が不安定な状況による対応

当院では、医薬品の供給が不足した場合、製薬会社、規格などの変更を行い対応します。必要に応じて同効薬を検討し、治療計画を見直し、適切に治療が継続できる体制をとっております。

お薬に変更が必要な場合にはご説明いたします。ご不明な点がございましたら医師・薬剤師にご相談ください。

一般名処方加算の推奨について

一般名処方とは お薬の「有効成分」をそのまま「お薬名」として処方することです。

一般名処方は【般】+「一般的名称(有効成分)」+「剤形」+「含量」と記載されます。

これにより、有効成分が同一の医薬品が複数ある場合、調剤薬局の薬剤師と相談の上ご自身で選択することができます。

当院は一般名処方を積極的に行っております。一般名処方についての状況や趣旨もご説明いたします。

後発医薬品（ジェネリック医薬品）ってどんな薬？

- 国の厳しい審査をクリアしたものが承認されています。
- 新薬（先発医薬品）と同じ有効成分で、効き目・品質・安全性が同等なお薬です。
- 新薬より価格が低く設定され、日本の医療費節減にも貢献します。
- 後発医薬品の普及は、国民皆保険制度の維持に役立ちます。

後発医薬品への変更について、ご理解とご協力をお願いいたします。

国立病院機構 都城医療センター

